

令和5年

鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会

第1回定例会

会 議 録

令和5年2月3日招集

鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会

令和5年鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会第1回定例会 会議録

令和5年2月3日(金) 午前10時30分開議

鹿児島サンロイヤルホテル 1階エトワール

議事日程〔第1号〕

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 発議第 1号 鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部を改正する規則制定の件
- 日程第 4 発議第 2号 鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会の個人情報保護に関する条例制定の件
- 日程第 5 議案第 1号 令和4年度鹿児島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第2号)
- 日程第 6 議案第 2号 令和4年度鹿児島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
- 日程第 7 議案第 3号 令和5年度鹿児島県後期高齢者医療広域連合一般会計予算
- 日程第 8 議案第 4号 令和5年度鹿児島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 9 議案第 5号 鹿児島県後期高齢者医療広域連合個人情報の保護に関する法律施行条例制定の件
- 日程第 10 議案第 6号 鹿児島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定の件

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員(17人)

1 番	下 鶴	隆 央	議 員	2 番	川 越	桂 路	議 員
3 番	豊 留	榮 子	議 員	4 番	野 畑	直	議 員
5 番	椎 木	伸 一	議 員	6 番	下 川 床	泉	議 員
7 番	川 越	信 男	議 員	8 番	中 屋	謙 治	議 員
10 番	塗 木	弘 幸	議 員	11 番	橋 本	欣 也	議 員
13 番	小 園	裕 康	議 員	14 番	仮 屋	良 二	議 員
15 番	神 崎	文 男	議 員	16 番	宮 原	順	議 員
17 番	徳 永	留 夫	議 員	18 番	鎌 田	愛 人	議 員
20 番	前	徹 志	議 員				

欠席議員(2人)

9 番	下 平	晴 行	議 員	19 番	竹 田	泰 典	議 員
-----	-----	-----	-----	------	-----	-----	-----

説明のため出席した者(13人)

広域連合長	中 西	茂 君	事務局長	松 元	祐 成 君
総務課長	川 越	吉 成 君	業務課長	有 島	茂 穂 君
総務課主事	松 尾	美 優 君	業務課主査	山 下	純 弘 君
業務課主査	宮	一 穂 君	業務課主事	児 玉	華 奈 君
業務課主事	今 村	直 也 君	業務課主事	久 保	智 博 君
業務課主事	木 原	香 太 君	業務課主事	徳 田	愛 果 君
業務課主事	瀬 戸 口	和 樹 君			

職務のため出席した者(2人)

事務局次長	桐 野	義 之 君	事務局主事	長 川	浩 也 君
-------	-----	-------	-------	-----	-------

＝開会：午前10時30分＝

○議長（川越 桂路君） これより、令和5年鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会第1回定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

○議長（川越 桂路君） この際、諸般の報告をいたします。

配布いたしましたとおり、まず議員異動の報告がございます。

昨年11月開催の令和4年第2回定例会以降の広域連合議会議員の異動については、配布いたしております「議員異動報告書」のとおりです。

次に、配布いたしましたとおり、監査委員から地方自治法第235条の2第3項の規定による「例月現金出納検査」の結果報告がありました。

本日の議事日程は、配布いたしました議事日程「第1号」のとおりであります。

○議長（川越 桂路君） それでは、日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

今議会の会議録署名議員は、議席番号6番 下川床泉議員、及び議席番号20番 前徹志議員を指名いたします。

○議長（川越 桂路君） 次は、日程第2「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

今議会の会期は、本日1日といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

「御異議なし」と認めます。

よって、会期は、本日1日と決定いたしました。

○議長（川越 桂路君） 次は、日程第3 発議第1号「鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部を改正する規則制定の件」及び日程第4 発議第2号「鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会の個人情報の保護に関する条例制定の件」を一括して議題といたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案については、会議規則第37条第2項の規定により、提出

者の説明を省略いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

「御異議なし」と認めます。

よって、提出者の説明を省略することに決しました。

これより、発議第1号について、質疑、討論に入ります。

発言の通告はありませんが、別に発言がなければ、本件については、質疑、討論はないものと認めます。

これより、表決に入ります。

発議第1号「鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部を改正する規則制定の件」について採決いたします。

本件については、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

「御異議なし」と認めます。

よって、本件は原案どおり可決されました。

○議長（川越 桂路君） 次に発議第2号について、質疑、討論に入ります。

発言の通告はありませんが、別に発言がなければ、本件については、質疑、討論はないものと認めます。

これより表決に入ります。

発議第2号「鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会の個人情報の保護に関する条例制定の件」について採決いたします。

本件については、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

「御異議なし」と認めます。

よって、本件は原案どおり可決されました。

○議長（川越 桂路君） ここで、中西広域連合長から発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

中西広域連合長。

〔中西茂広域連合長 起立〕

○広域連合長（中西 茂君） 令和5年鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会

第1回定例会の開会にあたりまして、一言御挨拶を申し述べさせていただきます。

本日は、令和5年第1回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には大変御多用中、御出席を賜りまして厚くお礼申し上げます。本県の後期高齢者医療制度につきましては、議員の皆様方を始め、構成市町村の皆様方の御協力により円滑な運営が図られていることに深く感謝を申し上げたいと思います。

さて、後期高齢者医療制度につきましては、昨年10月1日から、被保険者の内、一定以上の所得のある方の窓口負担割合が1割から2割に見直されました。

また、昨年未開催の厚生労働省の社会保障審議会医療保険部会において、保険料の賦課限度額の段階的な引き上げや子育て支援に対する後期高齢者医療からの拠出を盛り込んだ医療保険制度改革の議論が取りまとめられ、現在開会中の通常国会に関連法の改正案が提出されております。

このように、被保険者を取り巻く環境は、これまでにない厳しさを増しております。団塊の世代を含む被保険者が今後ますます増加していく一方で、後期高齢者医療制度を支える現役世代が減少していくなどにより、現在の制度を将来に向けて持続可能なものとして構築するためには避けられないものと捉えております。

当広域連合といたしましては、今後の制度改革の動向を注視し、安定した制度の運営に努めるとともに、高齢者の生涯に渡る生活の質の維持、向上に向けて、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施の推進にも努めてまいりたいと考えております。

本日は、予算議案等4件のほか、条例の制定など計6件の議案を提出しております。

議員の皆様には、慎重な御審議をお願い申し上げ、議会の開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。

本日は、どうかよろしく願いいたします。

〔中西茂広域連合長 着席〕

○議長（川越 桂路君） 次は、日程第5 議案第1号「令和4年度鹿児島県

後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

ここで、当局の説明を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

松元事務局長。

〔松元祐成事務局長 起立〕

○事務局長（松元 祐成君） 議案第1号「令和4年度鹿児島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）」につきまして、御説明申し上げます。

議案の1ページを御覧ください。

今回の補正につきましては、第1条にございますように歳入歳出をそれぞれ1,410万4千円減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ8,343万4千円とするものでございます。

主なものにつきましては、事項別明細書により御説明いたします。

7ページをお開きください。

まず、歳入でございます。

1款 分担金及び負担金 1項 負担金 1目 事務費負担金を1,410万4千円減額いたしております。

これは、歳出予算の執行見込残等を減額することに伴い、市町村からの事務費負担金を減額するもので、第4期分の市町村負担金で調整することといたしております。

次に歳出でございます。

8ページをお開きください。

1款1項1目 議会費を165万1千円減額いたしておりますが、これは、臨時会を開催しなかったこと等によるものでございます。

2款 総務費 1項 総務管理費 1目 一般管理費につきましては、783万円減額いたしております。

これは、派遣職員の赴任旅費や運営委員会及び幹事会の委員旅費の執行残、また派遣職員の人事異動に伴う人件費負担金の減額等によるものでございます。

3款1項1目 予備費は、462万3千円減額いたしております。

以上で説明を終わります。

御審議賜りますようお願い申し上げます。

〔松元祐成事務局長 着席〕

○議長（川越 桂路君） これより、順次、質疑、討論に入ります。

発言の通告はありませんが、別に発言がなければ、本件については、質疑、討論はないものと認めます。

これより、表決に入ります。

それでは、議案第1号「令和4年度鹿児島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）」について採決いたします。

本件については、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

「御異議なし」と認めます。

よって、本件は原案どおり可決されました。

○議長（川越 桂路君） 次は、日程第6 議案第2号「令和4年度鹿児島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

ここで、当局の説明を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

松元事務局長。

〔松元祐成事務局長 起立〕

○事務局長（松元 祐成君） 議案第2号「令和4年度鹿児島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」につきまして、御説明申し上げます。

議案の9ページを御覧ください。

今回の補正につきましては、第1条にございますように、歳入歳出それぞれ22億1,830万5千円減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ2,879億1,305万8千円とするものでございます。

主なものにつきまして、事項別明細書により御説明申し上げます。

15ページをお開きください。

まず、歳入でございます。

1款 市町村支出金 1項 市町村負担金 1目 事務費負担金を2,770万7千円減額いたしております。

これは、市町村共通経費を財源としている各種事業費に執行残が見込まれるため減額するもので、第4期分の市町村負担金で調整することといたしております。

2目 保険料等負担金を9,196万7千円減額いたしております。

これは、保険料負担金の決算見込み及び保険基盤安定負担金の確定に基づき、減額するものでございます。

3目 療養給付費負担金を1億5,960万3千円減額いたしております。

これは、療養給付費負担金の決算見込みに基づき、減額するものでございます。

なお、療養給付費負担金につきましては、算出基礎となる給付費等総額が11月末時点で当初見込み額と比較して約19億円の減を見込んだことから、その財源となる国、県、市町村等の負担金等も減額となるものでございます。

2款 国庫支出金 1項 国庫負担金 1目 療養給付費負担金を4億7,881万円減額いたしております。

こちらの療養給付費負担金の決算見込みに基づき、減額するものでございます。

2項 国庫補助金 1目 調整交付金を1億5,758万7千円減額いたしております。

これは、主に普通調整交付金の交付対象となる給付費等総額の見込み減に基づき減額するものと、特別調整交付金の4号、これは流行病、流行り病ですね。それから、水害災害原因疾病等に係る額が一定以上ある場合のものになります。水俣病に関するものと、9号の内、一体的実施の実績見込みに伴い減額するものが主な要因となっております。

2目 後期高齢者医療制度事業費補助金を8,591万3千円減額いたしております。

これは、国の制度事業費補助金が国の予算に対して、各広域連合からの申請額が超過したことに伴い、補助額が減額になったことが要因となり、減額するものでございます。

なお、この制度事業費補助金の減額分につきましては、特別調整交付金の一部として補填されます。

3款 県支出金 1項 県負担金 1目 療養給付費負担金を1億5,960万3千円減額いたしております。

これは、療養給付費負担金の決算見込みに基づき、減額するものでございます。

16ページをお開きください。

4款1項 支払基金交付金 1目 後期高齢者交付金を10億3,919万9千円減額いたしております。

これは、今年度の交付金見込みに基づき、減額するものでございます。

5款1項1目 特別高額医療費共同事業交付金を6,718万2千円減額いたしております。

これは、歳出の3款1項1目の特別高額医療費共同事業拠出金決定に伴い、同額を減額するものでございます。

8款 諸収入 3項 雑入 2目 返納金を4,907万5千円増額いたしております。

これは、医療機関等の診療報酬請求の誤りや被保険者の負担割合相違等に伴う返納金の納付が増える見込みのため、増額するものでございます。

続きまして、歳出でございます。

17ページを御覧ください。

1款 総務費 1項 総務管理費 1目 一般管理費を200万2千円減額いたしております。

これは、主に旅費や委託料の執行見込みに基づき、減額するものでございます。

2項 医療費適正化事業費 4目 医療費通知事業費を516万8千円増額いたしております。

これは、医療費通知事業を本年度から年3回を年2回に変更したところ

でございますが、通知枚数が当初見込みより増えたことに伴い、増額する
ものでございます。

2款 保険給付費 1項 療養諸費 1目 療養給付費を19億4,1
49万1千円減額いたしております。

これは、療養給付費の見込みに基づき、減額するものでございます。

18ページをお開きください。

3項 その他医療給付費 1目 葬祭費を3,490万円増額いたして
おります。

これは、葬祭費の支給件数が増えていることに伴い、増額するもので
ございます。

3款1項1目 特別高額医療費共同事業拠出金を6,718万2千円減
額いたしております。

これは、歳入で説明いたしましたが、特別高額医療費共同事業の交付金
額決定に伴い、減額するものでございます。

4款 保健事業費 1項 健康保持増進事業費 2目 一体的実施推進
事業費を2億5,785万4千円減額いたしております。

これは、主に市町村への委託料の実績見込に基づき、減額するもので
ございます。

3目 その他健康保持増進事業費を415万5千円減額いたしておりま
す。

これは、主に市町村へ交付している特別対策補助金の交付見込に基づき、
減額するものでございます。

5款1項 基金積立金 1目 運営安定化基金積立金を2,769万5
千円増額いたしております。

これは、昨年度同様に次期機器更改費用に係る基金積立金として増額す
るものでございます。

最後に19ページを御覧ください。

8款1項1目 予備費を1,430万2千円減額いたしております。

これは、共通経費の前年度繰越分や療養給付費充当額の減額に伴うもの
でございます。

以上で、説明を終わります。

御審議賜りますよう、宜しくお願い申し上げます。

[松元祐成事務局長 着席]

○議長（川越 桂路君） これより、順次、質疑、討論に入ります。

発言の通告はありませんが、別に発言がなければ、本件については、質疑、討論はないものと認めます。

これより、表決に入ります。

それでは、議案第2号「令和4年度鹿児島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」について採決いたします。

本件については、原案どおり決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

「御異議なし」と認めます。

よって、本件は原案どおり可決されました。

○議長（川越 桂路君） 次は、日程第7 議案第3号「令和5年度鹿児島県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」を議題といたします。

ここで、当局の説明を求めます。

[「議長」と呼ぶ者あり]

松元事務局長。

[松元祐成事務局長 起立]

○事務局長（松元 祐成君） 議案第3号「令和5年度鹿児島県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」につきまして、御説明申し上げます。

議案の21ページを御覧ください。

予算総額は、第1条にございますように、歳入歳出それぞれ1億1,191万5千円とするもので、前年度より歳入歳出それぞれ1,900万円の増額となっております。

主なものにつきまして、事項別明細書により御説明いたします。

27ページをお開きください。

まず、歳入でございます。

1款 分担金及び負担金 1項 負担金 1目 事務費負担金は、1億1,191万2千円で、前年度比で1,900万円の増額となっております。

す。

28ページをお開きください。

次に、歳出でございます。

1款1項1目 議会費は、582万7千円で、前年度と比較しまして152万4千円の増額となっておりますが、これは、令和5年度は議会議員の一斉改選が行われることから、正副議長等の選出を行うための臨時会の開催を予定しており、定例会2回と臨時会2回の計4回分の経費を計上いたしております。

2款 総務費 1項 総務管理費 1目 一般管理費は、1億453万円で、正副連合長の報酬の他、幹事会、運営委員会、各種会合等の旅費及び職員の赴任旅費、事務室等の借上料、派遣職員の人件費負担金等を計上いたしております。

前年度と比較しまして、1,742万1千円の増額となっており、その主な要因は、事務局内の職員配置換えによる人件費負担金の増でございます。今回の職員配置換えは、事務局内の体制見直しに伴い、電算班2名をこれまで業務課に配置しておりましたが、令和5年度から総務課に配置するものでございます。

30ページをお開きください。

2項 選挙費 3目 広域連合議会議員選挙費は、任期満了に伴う一斉改選に係る選挙事務費を計上いたしており、5万5千円の増額となっております。

以上で、説明を終わります。

御審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

〔松元祐成事務局長 着席〕

○議長（川越 桂路君） これより、順次、質疑、討論に入ります。

発言の通告はありませんが、別に発言がなければ、本件については、質疑、討論はないものと認めます。

これより、表決に入ります。

議案第3号「令和5年度鹿児島県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」について採決いたします。

本件については、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

「御異議なし」と認めます。

よって、本件は原案どおり可決されました。

○議長（川越 桂路君） 次は、日程第8 議案第4号「令和5年度鹿児島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」を議題といたします。

ここで、当局の説明を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

松元事務局長。

〔松元祐成事務局長 起立〕

○事務局長（松元 祐成君） 議案第4号「令和5年度鹿児島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」につきまして、御説明申し上げます。

議案の33ページを御覧ください。

第1条にございますように、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,937億467万2千円とするものでございます。

それでは、事項別明細書により御説明いたします。

37ページと38ページを御覧ください。

合計欄に記載のとおり、歳入歳出ともに前年度と比較しますと、75億662万4千円の増となっております。

それでは、歳入から主なものを御説明いたします。

39ページを御覧ください。

1款 市町村支出金 1項 市町村負担金 1目 事務費負担金は、業務課職員の共通経費や医療費適正化事業等に対する市町村負担金で、対前年度2,180万9千円減の5億2,956万7千円を計上いたしております。

2目 保険料等負担金は、3億4,477万6千円増の249億9,447万1千円を計上いたしております。

これは、保険料見込額の増によるものでございます。

3目 療養給付費負担金は、7億3,750万7千円増の234億7,800万4千円を計上いたしております。この療養給付費負担金につきましては、令和4年度実績見込額を基に、新型コロナウイルスの影響により伸び率が例年と異なる令和2年度を除き、過去5年間と過去3年間を比較し、平均伸び率の高かった過去3年間の方を採用し、それに国通知による診療報酬改定や団塊世代の加入による、被保険者増及び窓口負担2割負担の影響等といった要素を加味し、令和5年度の見込みを算出したしております。

2款 国庫支出金 1項 国庫負担金 1目 療養給付費負担金は、22億1,252万円増の704億3,401万3千円を計上いたしております。

2目 高額医療費負担金は、レセプト1件当たり80万円を超える医療費に係る国の負担金でございますが、8,015万5千円増の16億2,137万5千円を計上いたしております。

2項 国庫補助金 1目 調整交付金は、10億6,617万2千円増の287億9,197万7千円を計上いたしております。

2目 後期高齢者医療制度事業費補助金は、長寿健診や口腔健診といった健康診査費に係る国庫補助金の外、著しく高額な医療に関する給付への特別高額医療費共同事業拠出事業に係る国庫補助金で、1,003万9千円増の1億5,407万3千円を計上いたしております。

40ページをお開きください。

3款 県支出金 1項 県負担金 1目 療養給付費負担金は、7億3,750万7千円増の234億7,800万4千円を計上いたしております。

2目 高額医療費負担金は、2款 国庫支出金 1項 国庫負担金 2目 高額医療費負担金と同額の16億2,137万5千円を計上いたしております。

2項 財政安定化基金支出金 1目 財政安定化基金交付金は、前年度と同額の7億円を計上いたしております。

4款1項 支払基金交付金 1目 後期高齢者交付金は、33億3,446万5千円増の1,142億2,591万円を計上いたしております。

これは、国保、健保等現役世代が加入する各医療保険者からの支援金で、療養給付費等の見込額から算出したものとなります。

5款1項1目 特別高額医療費共同事業交付金は、1件当たり400万円を超えるレセプトのうち、200万円を超える部分につきまして、国保中央会が全国レベルで財政調整を行った上で交付する交付金で、5,095万8千円減の1億3,219万3千円を計上いたしております。

41ページを御覧ください。

7款 繰入金 1項 基金繰入金 1目 運営安定化基金繰入金は、医療給付費の増加に伴う財源不足や保険料率の上昇を抑制するために基金に繰り入れるものとなりますが、令和5年度は、次期標準システムの機器更改費用に対する市町村共通経費の負担金が大幅な増額となることから、市町村の急激な負担金増を抑制するために、令和3年度から積み立てている分を含めて基金に繰り入れるもので、8,562万2千円増の19億2,751万3千円を計上いたしました。

8款 諸収入 3項1目 第三者納付金は、交通事故等に係る医療費についての加害者からの損害賠償金でございますが、過去5年間の実績等から見込んだ2,291万4千円減の2億6,132万9千円を計上いたしております。

42ページをお開きください。

9款1項1目 繰越金は、先ほど令和4年度特別会計補正予算で説明いたしました歳出予算の予備費の予算減額と同額となり、10億8,588万4千円減の13億5,289万8千円を計上いたしております。

歳入は以上でございます。

続きまして、歳出の主なものを御説明いたします。

43ページを御覧ください。

1款 総務費 1項 総務管理費 1目 一般管理費は、2億4,814万6千円増の7億837万円を計上いたしております。

主なものは、電算システム管理運営のための業務委託、業務課派遣職員の人件費等負担金、療養費等通知や広報周知に係る費用などがございます。

併せて、次期標準システム機器更改に伴うクラウドサーバー使用料と通

信費用、ハードウェア等の賃借料、ソフトウェア購入費用やシステム集約機関への負担金を新たに計上いたしております。

44ページをお開きください。

2項1目 レセプト点検事業費は、1,190万3千円増の1億5,932万7千円を計上いたしております。

主なものは、診療報酬明細書点検に係るシステム画像取り込み等のデータ作成業務委託や、レセプト二次点検、重点項目点検並びに療養費支給申請書点検等に係る委託料などがございます。

また、次期国保総合システムの機器更改に伴い、新端末の調達費用につきましても新たに計上いたしております。

2目 訪問指導事業費は重複・頻回受診者訪問指導等に係る市町村への委託料などで、269万5千円減の529万4千円を計上いたしております。

45ページを御覧ください。

4目 医療費通知事業費は、医療費通知書の郵送料と通知書作成業務委託料で、被保険者数の増加に伴い、610万9千円増の4,552万1千円を計上いたしております。

5目 第三者行為求償事業費は、交通事故などの第三者行為に関する求償事務に係る委託料等で、115万2千円減の1,313万8千円を計上いたしております。

2款 保険給付費 1項 療養諸費 1目 療養給付費は、80億4,389万5千円増の2,731億8,526万5千円を計上いたしております。

46ページをお開きください。

2目 療養費は、1億9,339万9千円減の19億8,564万8千円、3目 審査支払手数料は、レセプトの審査支払いに係る手数料でございますが、1,567万6千円減の5億6,308万3千円を計上いたしております。

2項 高額療養諸費 1目 高額療養費は、9億4,300万7千円増の134億7,160万5千円の計上、2目 高額介護合算療養費は、3

8 5 万 3 千円減の 3 億 1, 7 5 3 万 9 千円を計上いたしております。

3 項 その他医療給付費 1 目 葬祭費は、4, 3 3 0 万円増の 3 億 7, 3 5 6 万円の計上、2 目 傷病手当金は、被保険者が会社等に勤めており、新型コロナウイルス感染症により報酬を得られない場合に支給している傷病手当金として、前年度と同額の 1 0 0 万円を計上いたしております。

3 款 1 項 1 目 特別高額医療費共同事業拠出金は、国保中央会への拠出金であり、歳入の 5 款 1 項 1 目 特別高額医療費共同事業交付金の財源となることから、同額の 1 億 3, 2 1 9 万 3 千円を計上いたしております。

4 7 ページを御覧ください。

4 款 保健事業費 1 項 健康保持増進事業費 1 目 健康診査費は、3, 0 2 7 万 5 千円増の 4 億 1, 5 0 2 万 7 千円を計上いたしております。

これは、市町村が実施する健康診査、いわゆる長寿健診に係る補助金を令和 5 年度におきましては、受診率 2 4. 1 2 パーセント、また、口腔健診事業におきましては、受診率を 1 4. 0 パーセントと見込んで算定いたしております。

2 目 一体的実施推進事業費は、事業に取り組む市町村への委託料や実施推進に係る市町村支援のための補助金等が主なもので、6, 8 9 5 万 8 千円増の 6 億 8, 1 6 0 万 2 千円を計上いたしております。

4 8 ページをお開きください。

3 目 その他健康保持増進事業費は、1, 6 3 4 万 3 千円増の 1 億 8 3 5 万 8 千円を計上いたしております。

4 9 ページを御覧ください。

8 款 1 項 1 目 予備費は、7 億 9, 7 5 2 万 1 千円増の 1 5 億 8 2 8 万 5 千円を計上いたしております。

以上で説明を終わります。

御審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

〔松元祐成事務局長 着席〕

○議長（川越 桂路君） これより、質疑に入ります。

発言の通告はありませんが、別に発言がなければ、本件については、質疑はないものと認めます。

これより、討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

なお、申し合わせにより、討論の回数は、一議題につき1回限り、討論の時間は一人10分以内となっておりますので、念のため申し上げます。

3番 豊留榮子議員。

〔豊留榮子議員 起立〕

○3番（豊留 榮子君） 議案第4号「令和5年度鹿児島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」について、反対の立場から討論いたします。

今年度も高齢者の方々に大変好評を得ている介護保険と一緒に取り組む現役世代への負担軽減もあり、高齢者の健康状態を把握している、この一体的実施推進事業は、高齢者が増えることを踏まえて、事業費が前年度より6,895万8千円の増となり、6億8,160万2千円となっています。

この事業費の中の訪問指導事業ですが、今年度は、269万5千円が減額となり、529万4千円となっています。

このような事業を充実させ、高齢者の健康を守ることによって、医療費の負担軽減にも繋がります。

どちらも高齢者には大事な事業です。県内の自治体にこれを広く広げていくためにも、国庫補助金を増やすよう要望し、自治体の負担を軽減すべきではないでしょうか。

そして、鹿児島県は、平成19年に現役世代への負担を軽くするために、75歳以上の高齢者を国民健康保険から後期高齢者医療に移して、すでに16年になります。

この今、収束が見えないコロナ禍の中で、75歳以上の医療費負担が病院の窓口で1割から2割に引き上げられ、さらに保険料の値上げが続けば、生活は成り立たなくなり、病院へ行くのも控えることになるでしょう。

さらに、容赦ない負担増が高齢者の命、健康を脅かすことになるのではないのでしょうか。

厚労省が、全ての国民がいつでも必要な医療を受けることができると説

明しています。国民皆保険を未来に繋ぐには、今減らされてきた国庫負担の引き上げはどうしても必要です。

高齢者が安心して受診が出来てこそ、病気の早期発見、早期治療を進めれば、医療費増を抑えることにも繋がるのです。

しかし、このままでは年金だけでは暮らしていけない、何とかして欲しいという声が多数寄せられているところです。

このような現状からも高すぎる保険料の更なる値上げではなく、引き下げること、そして高齢者の健康推進事業を充実させるためにも、国や県に対して財政負担を強く求め、高齢者が安心して医療にかかる制度にすべきではないでしょうか。

以上のことから、議案第4号「後期高齢者医療特別会計予算」に反対をして、討論といたします。

○議長（川越 桂路君） 他に発言がなければ、以上をもって討論を終了いたします。

これより、表決に入ります。

それでは、議案第4号「令和5年度鹿児島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」について採決いたします。

本案には異論がございませんので、この採決は起立表決により行います。

本件について、原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

「起立多数」であります。

よって、本件は原案どおり可決されました。

○議長（川越 桂路君） 次は、日程第9 議案第5号「鹿児島県後期高齢者医療広域連合個人情報の保護に関する法律施行条例制定の件」を議題といたします。

ここで、当局の説明を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

松元事務局長。

〔松元祐成事務局長 起立〕

○事務局長（松元 祐成君） 議案第5号「鹿児島県後期高齢者医療広域連合

個人情報の保護に関する法律施行条例制定の件」につきまして、御説明申し上げます。

議案の53ページを御覧ください。

本案は、国の個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、令和5年4月1日から国の行政機関、独立行政法人等、民間事業者及び地方公共団体等におきまして、これまで別々の法律条例によって運用されてきた個人情報の取扱いが、同一法の規律によって取り扱われることになることから、広域連合におきましても、これまでの個人情報保護条例を廃止し、新たに法施行条例を制定し、規定の整備を図ろうとするものでございます。

本条例の内容といたしましては、個人情報の保護に関する法律の施行に関し、必要な事項を定める他、開示決定等の期限、開示請求に係る手数料、運用状況の公表等につきまして定めるものでございます。

その他、附則におきまして、現在の個人情報保護条例の廃止、また情報公開、個人情報保護審査会条例の改正を行うことといたしており、施行期日は、本年4月1日といたしております。

今回、法改正により新たに法施行条例を制定することとなりますが、これまでの個人情報保護条例と同様の運用となり、制度運用に変わりはありません。

以上で説明を終わります。

御審議賜りますようお願い申し上げます。

〔松元祐成事務局長 着席〕

○議長（川越 桂路君） これより、順次、質疑、討論に入ります。

発言の通告はありませんが、別に発言がなければ、本件については、質疑、討論はないものと認めます。

これより、表決に入ります。

それでは、議案第5号「鹿児島県後期高齢者医療広域連合個人情報の保護に関する法律施行条例制定の件」について、採決いたします。

本件については、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

「御異議なし」と認めます。

よって、本件は原案どおり可決されました。

○議長（川越 桂路君） 次に、日程第10 議案第6号「鹿児島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定の件」を議題といたします。

ここで、当局の説明を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

松元事務局長。

〔松元祐成事務局長 起立〕

○事務局長（松元 祐成君） 議案第6号「鹿児島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定の件」につきまして、御説明申し上げます。

議案の57ページを御覧ください。

本案は、高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部を改正する政令が去る1月18日に公布されたことに伴い、鹿児島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正するものでございます。

改正の内容につきまして、御説明いたします。

後期高齢者医療の保険料の賦課額におきましては、低所得者に対する保険料の負担を軽減するため、世帯主及び当該世帯に属する被保険者の所得の合計額が一定以下の場合に、保険料のうち被保険者均等割額に係る部分につきまして、その額の7割、5割または2割を軽減する措置を講じております。

このうち、5割軽減及び2割軽減の対象世帯が、生活水準が変わらなければ、次年度におきましても引き続き当該軽減措置の対象となるように所得判定基準の改正を行うものでございます。

なお、施行期日は、本年4月1日とされておりますことから、本改正条例案の附則において、施行期日を定めるとともに経過措置として、改正後の本条例の規定は、令和5年度以降の年度分の保険料について適用し、令和4年度分までの保険料については、なお、従前の例によると定めております。

以上で説明を終わります。

御審議賜りますようお願い申し上げます。

〔松元祐成事務局長 着席〕

○議長（川越 桂路君） これより、順次、質疑、討論に入ります。

発言の通告はありませんが、別に発言がなければ、本件については、質疑、討論はないものと認めます。

これより、表決に入ります。

それでは、議案第6号「鹿児島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定の件」について、採決いたします。

本件については、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

「御異議なし」と認めます。

よって、本件は原案どおり可決されました。

○議長（川越 桂路君） 以上で、今議会に付議された案件はすべて議了いたしました。

ここで、中西広域連合長から発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

中西広域連合長。

〔中西茂広域連合長 起立〕

○広域連合長（中西 茂君） 定例会の閉会に際し、一言御挨拶を申し上げます。

本日は、議員の皆様には慎重な御審議を賜り、また、提案いたしました議案につきまして、いずれも原案どおり可決を賜りましたことに対しまして、心からお礼を申し上げます。

当広域連合といたしましては、今後とも関係機関、団体とも連携を図り、本制度の円滑な運営を進めてまいりたいと考えております。

議員の皆様をはじめ、関係各位におかれましては、今後とも制度の運用に当たりまして、御理解、御協力を賜りますよう、改めてお願い申し上げます。閉会の挨拶とさせていただきます。

本日は、誠にありがとうございました。

〔中西茂広域連合長 着席〕

○議長（川越 桂路君） 以上で、本日の日程は、終了いたしました。

これをもって、令和5年鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会第1回定例会を閉会いたします。

＝閉会：午前11時22分＝

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会

議 長 川 越 桂 路

署名議員 下 川 床 泉

署名議員 前 徹 志